

資 料

◆ 確保地の水準の基本的な考え方.....	83
◆ 特定生産緑地制度の概要.....	85
◆ 東京都の緑を各種制度等で位置付けている実績.....	86
◆ 区市町村が樹林地等を保全するために実施している制度等.....	87
◆ 自治体別緑化等施策一覧.....	95
◆ 図面データの出典等.....	102
◆ 都政モニターアンケートの結果.....	104
◆ 「緑確保の総合的な方針」都区市町村合同推進委員会 委員等構成.....	107
◆ 改定に至る経緯.....	109
◆ お問い合わせ先一覧.....	110

◆ 確保地の水準の基本的な考え方

● 確保地は令和11年度までに、以下のいずれかの水準により確保するものです。

樹林地

農地

確保地 水準1

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

- 都市計画公園緑地として既存樹林地を買収
- 緑地保全のための買収が確実な都市計画公園緑地の新規・追加指定
- 特別緑地保全地区、自然公園法の特別保護地区、都条例の保全地域
その他、法や条例に基づき損失補償による買収が補償される制度の新規・追加指定
- その他法や条例に基づき既存樹林地等を保全目的で買収 など

- 農業振興地域農用地区域に指定
- 生産緑地の買取り など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	特別緑地保全地区	都市緑地法・都市計画法
	特別保護地区(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
	都・保全地域	東京における自然の保護と回復に関する条例
	都市計画公園・緑地	都市公園法・都市計画法
	その他 区市町独自の制度	区市町条例
農地	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律
	生産緑地地区	生産緑地法・都市計画法

確保地 水準2

計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

- 風致地区、保安林、自然公園の特別地域、市民緑地、借地公園等の新規・追加指定
- その他許可制の独自条例による地区指定 など

- 地区計画の中で生産緑地であるものを公園緑地等の地区施設として新規指定
- その他許可制の独自条例による地区指定 など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	風致地区	都市計画法・東京都風致地区条例等
	特別地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
	保安林	森林法
	市民緑地	都市緑地法
	地区計画	建築基準法・都市計画法
農地	その他 区市町独自の制度	区市町条例
	地区計画（生産緑地を緑地として指定）	市民農園整備促進法
	その他 区市町独自の制度	区市町条例

確保地 水準3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により保全に取り組むもの

- 保存樹林、既存樹林の保全に関する規定の有る地区計画・景観地区、緑地協定等の新規・追加指定・基準の強化
- その他独自条例・要綱等による届出制・協定等に新規・追加指定 など

- その他許可制の独自条例・要綱による農地保全制度の新規・追加指定 など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	緑地保全地域	都市緑地法・都市計画法
	普通地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
	景観計画区域（緑に関するもの）・景観基本軸	景観法・都景観条例
	景観地区（緑に関するもの）	景観法
	緑地協定	都市緑地法
	その他 区市町独自の協定	区市町条例
農地	その他 区市町独自の制度	区市町条例・要綱

確保地 特定生産緑地

計画期間内に、特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地（生産緑地）

- 生産緑地地区を特定生産緑地に指定することにより、買取り申出が可能となる時期や税制優遇措置を延長

	制度（施策名称）	根拠法令
農地	特定生産緑地	生産緑地法・都市計画法

確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して〈水準1～3〉に上げていく考えのあるもの

本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

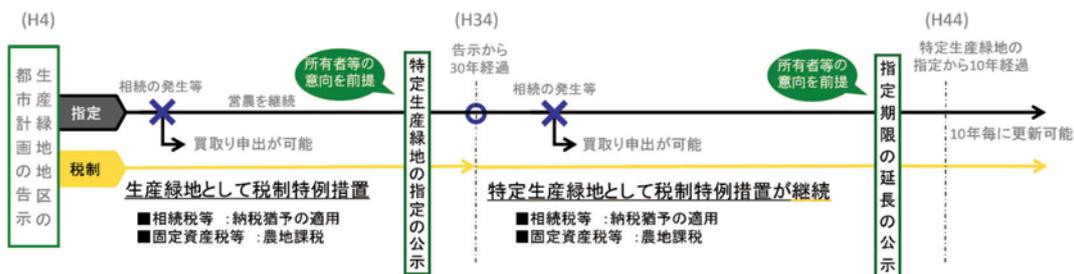
◆ 特定生産緑地制度の概要

※「特定生産緑地指定の手引き Ver.1」平成 31 年 3 月版 国土交通省作成より抜粋

特定生産緑地制度の概要

- 生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できることになりました。
- 指定された場合、買取りの申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。
- 10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。
- 特定生産緑地の税制については、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されます。
- 特定生産緑地に指定しない場合は、買取りの申出をしない場合でも、従来の税制措置が受けられなくなります。(激変緩和措置あり)
- 特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定できないことに注意して下さい。

■ 特定生産緑地に指定する場合



■ 特定生産緑地に指定しない場合



◆ 東京都の緑を各種制度等で位置付けている実績(平成31年4月1日現在)

※各種制度については、代表的なものを掲載しています。

都市計画公園・緑地

	種別	箇所数	面積(ha)
区部	公園	1,314	3,040.88
	緑地	97	2,908.49
多摩部	公園	982	2,632.35
	緑地	161	2,329.82
合計		2,554	10,911.54

都市公園等の開園状況

	個所数	面積(ha)
区部	6,131	4,126.43
多摩部	5,760	3,368.14
合計	11,891	7,494.57

※海上公園、国民公園、公団・公社の住宅内の公園等を含む。

特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区

	特別緑地保全地区		風致地区		生産緑地地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	件数	面積(ha)
区部	17	86.44	14	2,674.00	2,050	406.59
多摩部	33	233.77	14	897.52	9,078	2,658.38
合計	50	320.21	28	3,571.52	11,128	3,064.97

東京都保全地域

(東京の自然の保護と回復に関する条例)

	種別	件数	面積(ha)
多摩部 ※	森林環境	1	22.84
	緑地	38	129.90
	自然環境	1	405.3
	歴史環境	6	136.82
	里山	4	63.32
合計		50	758.18

※歴史環境は、一部区部を含む(玉川上水)。

首都圏近郊緑地保全区域

	箇所数	面積(ha)
多摩部	3	1,477

(埼玉県を除く。)

<参考> 東京都の土地面積

(平成29年10月1日現在)

	面積(ha)
区部	62,757
多摩部	115,981
合計	178,738

※島しょ部は含まない。

◆ 区市町村が樹林地等を保全するために実施している制度等

区市町村に存する貴重な樹林地等に対し、補助・助言などにより保全を奨励しているものを「補助等を主体とする保存樹林等の制度」、所有者に対して規制や制限をかけることで税の減免等の優遇を付与するものを「行為規制等を伴う樹林地等の保全制度」として一覧表に示しています。

■ 補助等を主体とする保存樹林等の制度

令和元年6月1日現在

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
港区	港区みどりを守る条例 同施行規則	樹林面積 200㎡以上 ・4万(1,000㎡未満)～7万円(3,000㎡以上)	29件 109,786㎡
新宿区	新宿区みどりの条例 同施行規則 新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱	樹林面積 500㎡以上 ・～1,000㎡:9千円 (以降4.5千円/1,000㎡加算、限度9万円)	35件 87,055㎡
文京区	文京区みどりの保護条例 文京区保護樹木等に係る補助金交付要綱	樹林面積 300㎡以上 ・要した経費の1/2(限度額10万～30万)	29件 114,096㎡
台東区	台東区みどりの条例 同施行規則	樹林面積 100㎡以上 ・3万(500㎡未満)～5万円(1,000㎡以上)	5件 3,431㎡
江東区	江東区みどりの条例 同施行規則	土地面積 500㎡以上(健全であること) ・～1,000㎡:2万円(以降500円/100㎡加算)	2件 4,972㎡
品川区	品川区みどりの条例	樹林面積 300㎡以上 ・必要に応じて剪定、施肥および害虫駆除を行う	21件 89,316㎡
目黒区	目黒区みどりの条例 同施行規則 目黒区保存樹木等助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・～1,000㎡:3万円(以降30円/㎡加算、限度5万円)	26件 83,535.63㎡
大田区	大田区みどりの条例 同施行規則 大田区みどりの条例の保護樹木等に関する要綱 大田区保護樹木等審査会設置要綱	樹林面積 300㎡以上 ・管理経費:6万(～1,000㎡未満)～8.4万(2,000㎡以上) ・剪定費:3年に1回、経費の1/2(上限50万円)	84件 103,051.21㎡
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例 同施行規則 世田谷区保存樹木等の保全に関する要綱	樹林地面積 1,000㎡以上 小樹林地面積300㎡以上～1,000㎡未満 ・必要に応じて、せん定、施肥等支援を行う。	98か所 307,180.97㎡
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する条例 同施行規則	樹林面積 300㎡以上 ・平成24年4月1日補助金廃止	18件 92,425㎡
中野区	中野区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・3万(500㎡未満)～8万円(2,000㎡以上)	30件 82,120㎡
杉並区	杉並区みどりの条例	屋敷林・寺社林・学校林:面積300㎡以上で高木30本以上、樹林:面積500㎡以上 ・個人:8千円/100㎡(10,000㎡超分は4千円/100㎡加算) ・法人:2千円/100㎡(10,000㎡超分は1千円/100㎡加算)	101件 353,318㎡
豊島区	豊島区みどりの条例 同施行規則	樹林面積 300㎡以上(集団を形成しているもの) ・50円/㎡(限度15万円)	30件 60,047.68㎡

緑確保の総合的な方針

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
北区	北区みどりの条例 同施行規則 北区みどりの保護・育成の推進に関する助成要綱 東京都北区特別保全樹林助成金交付要綱	土地面積 300㎡以上(集団をなしているもの) ・維持管理に要する経費の1/2 (限度額:40円/㎡、10万円以内) 保護樹林 樹林面積300㎡以上(集団を成しているもの) ・維持管理に要する経費の1/2(限度額:40円/㎡、10万円) ・保護樹林のうち、特に自然度が高い樹林を特別保全樹林とし、樹林の存する土地の固定資産税及び都市計画税の合計額を助成	14件 13,692.99㎡
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例 荒川区保護指定樹木等助成金交付要綱	樹林面積 300㎡以上 ・維持管理に要する経費の1/2 限度額:3万円(500㎡以下)、3万円+60円/㎡(500㎡超1,000㎡以下)、6万円+30円/㎡(1,000㎡超)	2件 4,800㎡
板橋区	板橋区緑化の推進に関する条例 同施行規則 板橋区保存樹木等管理助成要綱	保存樹林 300㎡以上 保存竹林 200㎡以上 ・(都市計画税+固定資産税)×1/2相当額(限度90万円)	24件 32,904.47㎡
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはぐむ条例 同施行規則 練馬区保護樹木・樹林補助金助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・管理費用補助(面積規模により額設定) 樹林面積1,000㎡未満2万円～樹林面積5,000㎡以上12万円 ・せん定費補助(幹周規模により上限額設定) 幹周90cm以上の樹木:せん定費の半額	71件 186,500.23㎡
足立区	足立区緑の保護育成条例 同施行規則 足立区保存樹木・樹林補助金交付事務処理要綱 足立区保存樹木等管理支援要綱	樹林面積 300㎡以上 ・補助金(年に1回):4万円(1,000㎡未満)～15万円(3,001㎡以上)※固定資産税減免措置のある土地は×3/4 ・せん定経費の1/2助成(4年に1回、上限50万円) ・樹木診断、樹勢回復 ・落ち葉等収集	24件 44,808㎡
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例 同施行規則	樹林面積 500㎡以上 ・4万円(1,000㎡未満)～10万円(3,000㎡以上)	26件 35,490㎡
江戸川区	江戸川区緑化推進要綱	樹齢、歴史、いわれ等から緑化の象徴として特に保護する必要があると認められた樹林 ・樹木診断費用を補助	なし
八王子市	八王子市緑化条例 八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付要綱	緑地を保全する必要があると認められた区域で指定したもの ・緑地保護地区 50円/㎡	6件 81,414㎡
	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例 八王子市斜面緑地保全区域支援金交付要綱	緑地を保全する必要があると認められた区域で指定したもの ・斜面緑地保全区域 100円/㎡	46件 279,816.99㎡
立川市	立川市緑化推進条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税を免除 ・100円/㎡	12件 17,577.8㎡
武蔵野市	武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・100円/㎡(非課税地については上記の1/2以内)	4件 7,018㎡
三鷹市	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税額・都市計画税額の85%相当	9件 8,608.41㎡
府中市	府中市樹木等の保全に関する要綱	樹林面積 330㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の75%相当	3件 829.46㎡
昭島市	昭島市保存樹木等補助金交付要綱 昭島市の緑を守り育てる条例施行規則	樹林面積 300㎡以上 ・10円/㎡(公開樹林:固定資産税・都市計画税の90%相当)	6件 4,515㎡
調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の85%相当	20件 19,340㎡

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
小金井市	小金井市緑地保全及び緑化推進条例	樹林面積 500㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の80%相当 (国分寺崖線上は別途20円/㎡補助)	7件 40,620.16㎡
小平市	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例	樹林面積 330㎡以上 ・固定資産税、都市計画税の免除 100% 維持管理費 8円/㎡	18件 43,357.80㎡
日野市	日野市みどりの保護育成に関する要綱	樹林面積 500㎡以上 ・9千円(500㎡以上)～27千円(10,000㎡以上)	65件 588,607㎡
東村山市	東村山市緑の保護と育成に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・適正に管理されているもの:固定資産税・都市計画税の免除 100%(それ以外は90%減免)	31件 88,409.91㎡
国分寺市	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の80%相当	19件 26,444.91㎡
国立市	国立市緑化推進条例	樹林面積330㎡以上 ・10円/㎡	なし
福生市	福生市の緑を守り育てる条例	樹林面積 7アール以上 ・宅地介在山林:固定資産税・都市計画税の80%以内 ・一般山林:23円/㎡	9件 6,149㎡
狛江市	狛江市緑の保全に関する条例 狛江市緑の保全に関する条例施行規則 狛江市保存樹木等剪定助成金交付要綱	樹林面積 330㎡以上 ・1万円/箇所 せん定費用の3分の1の額(樹木1箇所につき20万円上限)	12件 20,920㎡
東大和市	東大和市みどりの保護・育成に関する条例	樹林面積おおむね1,000㎡以上	3件 7,666㎡
東久留米市	東久留米のみどりに関する条例	樹林面積 1,000㎡以上 ・65円/㎡	4件 6,528㎡
武蔵村山市	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上(丘陵地を除く。) ・128円/㎡	1件 1,117㎡
多摩市	多摩のみどりの保全及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上・20円/㎡	19件 47,617㎡
羽村市	羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例	樹林面積 1,000㎡以上(5年を単位として保存) ・固定資産税・都市計画税の80%減免	24件 24,184.54㎡
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例 あきる野市保存緑地に対する補助金交付要綱	樹林地:面積 500㎡以上、健全で樹木、樹林等の形容が美観上優れている地域 屋敷林:1.5mの高さにおける幹周り1m以上の樹木が5本以上ある樹林 ・樹林地:(固定資産税・都市計画税の合計額/面積+20円)×面積 ・屋敷林:1万円/1宅地	3件 7,677.4㎡
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	樹林面積 100㎡以上 ・60円/㎡	23件 22,134㎡
瑞穂町	瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例	屋敷林:住居等のある敷地内で地上1.5mの幹周り1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林 樹林地:500㎡以上の樹林地(適用除外区域あり) ・屋敷林:1万8千円/1箇所 ・樹林地 市街化区域:都市計画税・固定資産税相当額の80%以内 市街化調整区域:10円/㎡(千円未満切り捨て)	17件 34件 151,582㎡

■ 行為規制等を伴う樹林地等の保全制度

令和元年6月1日現在

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
目黒区	みどりを守る協定	目黒区みどりの条例、施行規則 目黒区みどりの協定の認定および助成に関する要綱 ・一定の基準以上の樹木、樹林、生垣で、その所有者及びその周囲の居住者等5軒以上が、それらを保存し共同で維持管理していくことに合意したもの	●協定締結(みどりを守る協定) 協定締結者間の連絡や活動費の一部として、1協定当たり年間1万円の助成金を交付	なし
世田谷区	特別保護区	世田谷区みどりの基本条例 ・樹林地、水辺地及び動物生息地と一体となっていて特別に保全する必要がある土地	●行為規制(許可申請) ・水面の埋立て、建築、土地変更、木竹伐採等 ●必要があると認める場合に買入れ 固定資産税・都市計画税相当額を上限とする助成 区による維持管理支援	4か所 13,195㎡
	小さな森 (保存樹林制度の補完)	小さな森制度 (一財)世田谷トラストまちづくり ・区内に位置し、適切に維持管理された民有の緑地であること ・50㎡以上の広さを持つ一団の土地であること ・公道等から緑地への通路が確保できること	●公開契約 ・常時又は年間1日以上 (一財)世田谷トラストまちづくりボランティアによる維持管理支援	17か所 5,362㎡
	国分寺崖線保全整備地区	国分寺崖線保全整備条例 ・傾斜度10%以上の斜面地(約183ha)をおおむね含み、国分寺崖線と一体的な環境形成が必要なエリア	●行為規制(許可申請) ・500㎡以上の建築:階段状建築物の制限(地面と接する位置の高低差は6m以下) ・色彩配慮 ・建築計画の届出 ●崖線と調和した建築計画の誘導 ●世田谷区斜面地における建築物の制限に関する条例の適用により、階数等も規制	約300ha
杉並区	特別樹林	杉並区みどりの条例 ・保護樹林等のうち、公園、緑地その他の空間地として確保することが必要な土地の樹林地	●義務:良好な状態を保つ ●滅失、枯死、これらに準ずる異変の届出 ●伐採または譲渡の際、買取り請求の提出 ●買取り請求に基づき買入れ判断 保護に要する費用の一部の補助その他の必要な支援	なし
北区	特別保全樹林	北区みどりの条例 北区特別保全樹林助成金交付要綱 ・300㎡以上の自然度の高い貴重な崖地樹林地等(みどりの条例により指定される保護樹林のうち自然度が高く生活環境を確保する上で不可欠なもの)	●責務:良好な状態を保つ ・伐採、枯死、譲渡時等に届出 ●必要があると認める場合に買入れ 固定資産税・都市計画税相当額の上限とする助成	3か所 2,490.94㎡
練馬区	郷土景観保全地区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例 ・3,000㎡以上の雑木林、屋敷林、農地が一体となった保全すべき区域	●行為規制(協議) ・樹木の伐採、建築、土地変更等 ●買取り請求に基づき買入れ判断 景観保全に必要な費用の補助	なし
足立区	特別景観形成地区	足立区景観条例 足立区圀川及び圀川沿川地区の落ち葉に関する支援要綱 ・圀川沿川地区(圀川の境界から20mの範囲)	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採等 落ち葉収集 軒樋カバー設置工事助成 軒樋清掃助成	1地区 (全長約2.2km)

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)		指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)		
葛飾区	自然保護区域	葛飾区自然保護要綱 ・国や東京都が自然環境保全地域に指定するだけの規模を有さない身近な自然	●行為規制 ・立入制限、動植物採取禁止		2か所 12,600㎡
八王子市	緑地保護地区	八王子市緑化条例 ・保全が必要な緑地(おおむね1,000㎡以上)	●行為規制 ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●土地所有者との協定締結 固定資産税相当額の補助、維持管理に要する経費の一部を補助(50円/㎡)		6地区 81,414㎡
	斜面緑地保全区域	市街地内丘陵のみどりの保全に関する条例 ・市街地内に位置し、良好な自然環境が形成されている丘陵地の斜面の緑地(原則1,000㎡以上) ・実態調査等に基づき斜面緑地保全委員会の意見を踏まえ指定	●行為規制(届出) ・木竹伐採、移植、物件の堆積等 ・指導、勧告、住所・氏名の公表 ・過料 ●土地所有者の同意を必要としない。 環境的な価値に相当する額及び維持管理に要する経費の一部を支援(100円/㎡) 保全団体の育成・紹介		46区域 28.0ha
立川市	保護樹林地	立川市緑化推進条例 ・良好な生活環境を確保するため保護することが必要な300㎡以上の樹林地 ・市との使用貸借契約が必要	●使用貸借契約 ・使用貸借、管理委任等 固定資産税・都市計画税相当額の減免 委任契約に基づく市管理		12か所 17,578㎡
武蔵野市	環境緑地	武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例 ・みどりの保護育成を必要と認める区域で、市民の利用に供するもの ・特に保護が必要な樹木の生育する区域	●使用貸借契約 ●申出に基づき買入れ判断 固定資産税等の減免 市が簡素な管理		5件 406㎡
三鷹市	自然環境保全地区	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例 ・おおむね2,000㎡以上の樹林地、水辺地、傾斜地等で保全が必要なもの ・文化的遺産と一体となった自然があり保全が必要なもの	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●協定の締結 固定資産税・都市計画税の85%を助成 協定に基づき市が管理		2件 9,694㎡
青梅市	霞丘陵風致地区	青梅市風致地区条例 ・霞丘陵風致地区(第一種風致地区)	●行為規制(許可申請) ・宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・土石類の採取 ・水面の埋立て又は干拓 ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積		1地区 383.14ha
調布市	保全地区・特別保全地区	調布市自然環境の保全等に関する条例 ・保全地区:300㎡以上あり、保全・回復が必要な緑 ・特別保全地区:保全区域内の特に貴重な緑	●行為規制 (特別保全地区:許可申請)(保全地区:届出) ・建築、土地変更、植物伐採等 固定資産税・都市計画税の85%を補助交付		20件 19,340㎡

緑確保の総合的な方針

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
町田市	ふるさとの森	町田市緑の保全と育成に関する 条例、施行規則 ふるさとの森設置要綱 ・1,000㎡以上の良好な景観、歴史環境、希少な動植物の生息又は生育、市街地にある市民の憩いの場となるまとまりのある緑地	●使用貸借契約 ・10年以上 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税非課税 必要に応じて管理団体(ボランティア等)による管理を依頼 管理団体への補助あり	44か所 543,342.42㎡
	民有緑地保全地域	町田市緑の保全と育成に関する 条例、施行規則 町田市民有保全地域指定要綱 ・1,000㎡以上の課税地目が山林・雑種地等の樹林地(市長が認める330㎡の該当地も可)	●協定締結(民有地緑地保全協定) ・10年以上 固定資産税・都市計画税の40%の奨励金を交付 45円/㎡の維持管理奨励金を交付	2か所 11,881㎡
小金井市	環境保全緑地 公共緑地 環境緑地	小金井市緑地保全及び緑化推進 条例 ・公共緑地:公共の用へ供されることが確約される500㎡以上の緑地 ・環境緑地:現状保全が確約される500㎡以上の緑地	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採 ・助言・勧告 ●協定締結 ・5年間 公共緑地:固定資産税・都市計画税の非課税、市管理 環境緑地:固定資産税・都市計画税の80%減額、国分寺崖線に存するものは維持管理奨励金交付	公共緑地 4か所 3,711.97㎡ 環境緑地 7か所 40,620.16㎡
			●不動産信託契約、土地管理の委任契約等 ・地上権の設定・土地管理の委任等 ●申出に応じて買入れ判断(先買い権を設定) 固定資産税・都市計画税の減免※地代を支払う場合を除く。 条例に基づく市による管理	19か所 41,067㎡
東村山市	緑地保護区域	東村山市緑の保護と育成に関する 条例 ・原則として300㎡以上で、一団の状態にある、良好な自然状態で保持されている樹林地/動植物の生息地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な土地/その存在が生活環境に寄与している社寺林等	●行為規制(許可申請) ・建築・土地変更・木竹伐採 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税の減免(適正管理されている場合)又は90%減免(適正管理されていない場合)	31件 88,409.91㎡
国分寺市	緑地保護区域	国分寺市の緑の保護と推進に関する 条例 ・おおむね10,000㎡以上の良好な自然環境の緑地	●行為規制(届出) ・建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転 ・宅地造成その他土地形質の変更 ・その他自然環境に重大な変更を生じるおそれのある行為 ●協定締結 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税の80%減免	なし
	国分寺崖線区域	国分寺市まちづくり条例 ・緑の基本計画に定める国分寺崖線保全・整備地区(緑化重点地区)のうち、商業地等を除く区域	●行為規制(申請) ・開発時地下水等観測、調和的建築計画 ・敷地内の緑地等の整備は、国分寺崖線区域内において、国分寺崖線区域外より上乗せした基準を設定	-

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
東大和市	緑地保護地区	東大和市みどりの保護・育成に関する条例 ・面積がおおむね1万㎡以上の状態にある、樹木・樹林・草生地等が所在し、かつ、良好な自然状態を保持している地区であって、その保護を図ることが必要な地区/動植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地区	●行為規制 (1)樹木の伐採 (2)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (3)宅地の造成その他土地の形質の変更 (4)土石類の採取 (5)その他自然環境に重大な変更を生ずるおそれのある行為	1か所 9,936.26㎡
			固定資産税・都市計画税の免除	
清瀬市	緑地環境保全区域	清瀬しみどりの環境をつくる条例 ・みどりの基本計画に定める緑化重点地区において特に保全が必要と認められるおおむね1,000㎡以上の樹林地 ・雑木林、農地、屋敷林等が一体となった武蔵野の原風景を色濃く残す景観を有する樹林地	●行為規制(協議) ・建築、土地変更、木竹伐採 ●協定締結 ●申出に応じて買入れ判断	24か所 33,721.41㎡
			固定資産税・都市計画税の80%相当額の助成	
東久留米市	緑地保護区域	東久留米市のみどりに関する条例 ・おおむね10,000㎡以上の良好な自然状態の樹林地、動植物生育地、市民生活の基盤に役立つ屋敷林・社寺林	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採	なし
			補助金交付	
武蔵村山市	緑地保護地区	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例 ・良好な自然環境の緑地 ・動植物の生育地で保護が必要な地区	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採	なし
			奨励金交付	
多摩市	緑地保全の森	多摩市緑地保全の森の指定及び保全に関する要綱 ・おおむね1,000㎡以上の一団の緑地及び森について将来に向けて保全する必要があると認められるもの	●使用貸借契約 ・5年以上 ●申出に応じて買入れ判断	
			固定資産税・都市計画税の減免 協定による管理団体(グリーンボランティア)による管理 管理団体への補助あり	
稲城市	自然環境保全地域	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例 ・1,000㎡以上の市民利用に供する良好な自然状態の樹林地、景観上重要な地域、保護が必要な動植物の生育地、生活環境に寄与する社寺林等	●行為規制(許可申請) ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●申出に応じて買入れ判断	16か所 124,821.74㎡
			固定資産税・都市計画税50%助成(10年指定) 固定資産税・都市計画税25%助成(5年指定) 管理助成金10~50円/㎡	

緑確保の総合的な方針

区市町	名称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段)	指定状況
			土地所有者へのメリット(下段)	
あきる野市	保存緑地	あきる野市ふるさと緑地保全条例 ・500㎡以上の健全で美観が優れている地域	●行為規制(許可申請) ・樹木の伐採、宅地造成等 補助金交付	5か所 12,841.23㎡
	公開緑地	あきる野市ふるさと緑地保全条例 ・300㎡以上の健全で美観が優れている地域 ・市民が散策等に利用でき、5年以上継続して開放できる地域	●公開契約	1か所 14,593㎡
	生息地等保全協定	あきる野市生物多様性保全条例 ・希少種の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域	●協定締結 希少種保護事業に対する交付金の交付	なし
	希少野生動植物種保護区域	あきる野市生物多様性保全条例 ・指定種(希少野生動植物種)の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域 ・指定種の個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその指定種の保護のため重要と認める区域	●行為規制(許可申請) ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ・宅地造成、土地の開墾、その他土地(水底を含む。)の形質変更 ・鉱物の採掘、土石の採取 ・水面の埋め立て、干拓 ・木竹の伐採 固定資産税・都市計画税の減免 希少種保護事業に対する交付金の交付	なし

◆ 自治体別緑化等施策一覧

行政区域全般にわたる緑化計画指導や緑の保全協議制度等の施策について、令和元年6月1日現在の情報を一覧表に示しています。

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例	[緑化計画書] 敷地面積1,000㎡以上(公共施設は250㎡以上)で、以下の行為を行う場合 ・建築物等の新・改・増築 ・駐車場、作業場等の建設・屋外運動施設、墓地 など	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・区市町村が条例に基づき定める緑化の基準が、都条例と同等以上と知事が認める場合は、手続が区市町村に一元化			
	[開発許可] 面積1,000㎡(甲地域※は3,000㎡)以上の土地で、以下の行為を行う場合 ・土地要件 区域の1/3以上が自然地、または一団で1,000㎡の自然地を含む土地 ・対象行為 建築物・工作物の建築、屋外競技上等の建設、駐車場・墓地等の建設 など ※甲地域: 乙地域(都市計画区域外、自然公園、市街化調整区域、風致地区等)以外 ・許可申請書の提出	○	○	○	
	都市計画法 (開発許可制度)	[市街化区域] ・500㎡以上の開発行為(質の変更は3,000㎡以上) [調整区域] ・全ての開発行為(質の変更については500㎡以上) [全域] ・1ha以上の第二種特定工作物(屋外競技上、遊園地、墓地等) 注)東京都が開発許可申請を受ける区域は多摩部(町田市を除く。)	○	—	—
千代田区	千代田区緑化推進要綱	・敷地面積250㎡以上の建築行為 ・緑化計画書の届出	○	○	○
中央区	中央区花と緑のまちづくり推進要綱	・敷地面積200～1,000㎡未満の建築物、工作物 ・緑化計画書の届出	○	○	○
港区	港区みどりを守る条例	・敷地250㎡以上の建築計画(250㎡未満はできるだけ緑化基準を守る。) ・緑化計画書の届出 ・伐採届の規定有	○	○	○
新宿区	新宿区みどりの条例 同施行規則	・敷地面積250㎡以上の建築行為及び駐車場等の造成工事 ・緑化計画書の届出 ・既存樹木利用に対する優遇措置有	○	○	○
文京区	文京区みどりの保護条例	・敷地面積200㎡以上建築行為 ・緑化計画書の届出 ・樹木本数等基準(高木・中木・低木)有 ・既存樹木利用に対する優遇処置有	○	○	○
台東区	台東区みどりの条例	・全ての建築物の建築(用途変更及び大規模修繕・模様替は除く。) ※屋上・壁面緑化の対象は敷地面積300㎡を超える建築物 ・緑化計画書の届出 ・接道部緑化を推進 ・みどりのモデル地区(みどりの保護・育成を講じる地区)の指定制度有	○	○	○
墨田区	墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例	・総住戸(住室)数15戸(室)以上の共同住宅 地上3階建て以上かつ総住戸(住室)数10戸(室)以上の共同住宅 ・緑化計画書の届出 ・屋上緑化は敷地面積が300㎡以上の場合	○	○	○
	墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱	・延べ面積1,000㎡以上の建築事業(条例適用以外) ・事業区域面積300㎡以上の宅地開発 ・緑化計画書の届出 ・屋上緑化は敷地面積が300㎡以上の場合			

緑確保の総合的な方針

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
江東区	江東区みどりの条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積250㎡以上の建築行為 敷地面積250㎡以上の一団の土地の宅地開発 緑化計画書の提出・認定 	○	○	○
品川区	品川区みどりの条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上の建築行為 緑化計画書の届出 みどりのモデル地区(緑化の保護・育成を講じる地区)の指定制度あり 	○	○	○
目黒区	目黒区みどりの条例 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 自動車駐車場の設置(20台以上) 敷地面積200㎡以上で新築・増築等を行うとき 緑化計画書の提出・認定 敷地面積500㎡(公共施設は250㎡)以上の新築、改築等行うものに屋上緑化を義務化 樹木本数基準(中高木)あり 既存樹木等の保全協議(樹木は幹周り0.8m以上等)の義務化 所有者の申し出による保存樹木等の指定は幹周り0.8m以上(平成24年度から新規指定を休止中) みどりの協定 	○	○	○
大田区	大田区みどりの条例	<p>A 建築物の新築、増築又は改築 300㎡以上の敷地</p> <p>B 製造施設、貯蔵施設その他これらに類する工作物の建設 1,000㎡以上の敷地</p> <p>C 屋外運動競技施設又は屋外娯楽施設の建設 1,000㎡以上の敷地</p> <p>D 駐車場の設置 収容台数20台以上かつ300㎡以上の敷地</p> <p>E 地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する以下の事業</p> <p>①住宅宅地開発事業:道路を設ける宅地開発で事業区域面積が350㎡以上又は区画数が5区画以上</p> <p>②集団住宅建設事業:計画戸数が15戸以上</p> <p>③墓地開発事業:事業区域面積350㎡以上</p> <p>※国や地方公共団体の場合は、上記A～Dの建築行為等では、敷地面積250㎡以上が対象</p> <p>※屋上緑化は、敷地の規模1,000㎡以上(国や地方公共団体は250㎡以上)で建築行為等を行う場合が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化計画書の届出 	○	※	○
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 面積150㎡以上の敷地における新築及び増築(面積150㎡未満の敷地でも、風致地区内で風致地区条例に基づく緑化基準を伴わないものも含む。) 面積150㎡以上の敷地における収容能力20台以上の自動車駐車場の設置 面積500㎡以上の区域における開発行為 みどりの計画書届出 樹木本数基準(高木・準高木・中木・低木)、接道緑化基準あり 風致地区の敷地境界部緑化基準あり 自動車駐車場緑化基準(敷地面積×15%)あり 国分寺崖線保全重点地区・風致地区・地区計画区域に緑化率の割り増し制度あり 樹木の伐採届制度あり 	○	○	○
	都市緑地法 (緑化地域)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上の新築又は増築 平成22年10月1日より緑化地域制度導入 市街化区域全域を指定 敷地面積に対する緑化率5～25% 建築基準関係規定 	○	—	—
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する 条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上の建築行為 緑化計画書の届出 既存樹木利用に対する優遇措置有 	○	○	○
中野区	中野区みどりの保護と育成に 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地分割を伴い、分割前敷地が300㎡以上または敷地面積200㎡以上の建築行為 20台以上の駐車場を設置し、敷地面積300㎡以上 緑化計画書の届出 	○	○	○

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
杉並区	杉並区みどりの条例	[緑化計画書] 敷地面積200㎡以上の建築・開発行為、建築面積50㎡以上の増改築、20台以上の駐車場の設置、公共の計画通知を要する行為 [緑化計画概要書] 敷地面積200㎡未満の建築行為、建築面積50㎡未満の増改築 ・緑化計画書または概要書の届出 ・既存樹利用に対する優遇措置有 ・接道部緑化の代替、高中低木本数の置換え有	○	—	○
豊島区	豊島区みどりの条例	[建築行為] ・地階を除く延べ床面積600㎡以上(商業地域は800㎡) ・地階を除く3階以上で住戸15戸以上 ・敷地面積250㎡以上の公共施設 [開発行為] ・面積500㎡以上 ・緑化計画書の届出	○	○	○
北区	北区みどりの条例	・敷地面積300㎡以上の開発行為等(民間施設) ・公共施設の場合は敷地面積要件なし ・緑化計画書の届出 ・みどりのモデル地区の指定制度あり	○	○	○
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例	①面積300㎡以上の区画形質の変更 ②面積200㎡の建築確認等 ③面積300㎡以上の駐車場設置 ④15戸以上の集合住宅の建築確認等 ・緑化計画書の届出	○	○	—
	荒川区市街地整備指導要綱	・延べ床1,000㎡以上の建築物 ・都市計画法第29条の開発行為に該当する事業 ・墓地又は納骨堂の設置を行う事業 ・ペット火葬施設等の設置を行う事業 ・移動火葬施設を使用する事業 ・緑化計画書の届出	○	○	—
板橋区	東京都板橋区緑化の推進に関する条例	・敷地面積350㎡以上の開発行為等 ・公共施設250㎡以上 ・区の施設は全て ・緑化計画書の届出	○	○	○
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例	・地上部:開発行為、開発区域面積が300㎡以上の開発事業(建築行為、駐車場の設置等) ・屋上部:敷地面積300㎡以上の建築行為で、建ぺい率80%の地域又は防火地域に利用可能な屋上がある場合 ・緑化計画の事前協議	○	○	—
足立区	足立区緑の保護育成条例 同施行規則	・敷地面積200㎡以上の建築物及び工作物の新築・改築・増築及び20台以上の駐車場 ・緑化計画書の届出 ※一戸建て住宅の場合は緑化指導	○	○	○
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例 同施行規則	・敷地面積300㎡以上の建築物及び工作物の新築・改築・増築 ・屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、駐車場、資材置場、作業場又は墓地の建設 ・緑化計画書の届出	○	○	○
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	(1)共同住宅:3階以上、かつ10戸以上又は一団の土地に40戸以上又は事業区域面積300㎡以上 (2)戸建て開発:一団の土地を3区画以上に分割 (3)その他の建築物:事業区域面積300㎡以上 ※環境空地:緑地、歩道状空地、ポケットパーク、広場状空地等 ・協議申請書に環境空地計画図等添付	○	○	○

緑確保の総合的な方針

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
八王子市	八王子市緑化条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築、工作物の設置、屋外施設の建設、墓地の建設等を目的とした1,000㎡以上の土地区画形質の変更 ・建築物の建築(自己居住以外の高さ10m以上、10戸以上の住宅) ・植樹計画書の届出 	○	○	—
	八王子市宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法29条開発事業 ・宅地造成等規制法8条開発事業 ・東京都自然保護条例47条開発事業 ・1,000㎡以上でかつ7区画以上、又は10区画以上の事業 ・事前協議 	○	○	—
立川市	立川市宅地開発等まちづくり指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・道路位置指定を受ける築造 ・自己居住以外の建築事業(高さ10m※超で敷地500㎡以上、延べ床面積1,500㎡以上、事業区域1,000㎡以上、15戸以上の集合住宅、店舗面積500㎡以上) ※1種低住は軒高7m超又は地上3階以上 ・事前協議 	○	—	○
武蔵野市	武蔵野市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市まちづくり条例に規定する開発事業(開発行為・中高層建築等) ・事前協議 	○	○	○
	武蔵野市緑化に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・上記まちづくり条例に該当しない建築行為 ・敷地200㎡以上は計画書の提出 	○	○	○
三鷹市	三鷹市まちづくり条例 三鷹市開発事業に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m超等※の自己住宅以外の建築 ・15戸以上の共同住宅等 ・500㎡以上の宅地造成 ・店舗面積500㎡以上の商業施設 ・工場、指定作業場で作業場面積が500㎡以上のもの ※1・2種低住: 軒高7m超又は地上3階以上 ・事前協議・緑化計画書・協定締結 	○	○	○
	三鷹市水と緑の保全及び創造に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・上記まちづくり条例に該当しない敷地及び土地面積250㎡以上の建築・開発計画 ・緑化計画書 	○	○	○
青梅市	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・500㎡以上の宅地造成 ・中高層建築(8戸以上の共同住宅、延べ床面積1,500㎡以上) ・20戸以上の共同住宅 ・事前協議 	○	—	—
府中市	府中市地域まちづくり条例 府中市開発事業に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・軒高7m超又は地上3階以上の建築物(1・2種低層住居専用地域内)※ ・高さ10m超の建築物(1・2種低層住居専用地域以外)※ ・10戸超の集合住宅 ・延べ面積1,500㎡超の特殊建築物 ※一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く。 ・事前協議・協定締結 ・府中市開発事業まちづくり配慮指針を定め、地域特性を踏まえた公園・緑地等の整備指針を提示 	○	—	—
昭島市	昭島市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・事業区域面積1,000㎡以上 ・高さ10mを超える中高層建築 ・10戸以上の集合住宅等 ・事前協議 ・壁面緑化も対象となる。 	○	○	○
調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例 調布市自然環境の保全等に関する条例施行規則	市民、事業者、土地所有者	○	○	—
	調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例 調布市開発事業指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・15戸以上の集合住宅等の建築物 ・高さ10m又は地上4階建て以上の建築物 ・延べ面積1,500㎡以上の建築物 ・道路の位置指定を伴う場合 ・周辺環境に著しい影響を及ぼすものうち規則で定めるもの ・事前協議・協定締結 	○	○	—

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
町田市	町田市中高層建築物に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10mを超える建築物(1戸建ての住宅を除く。) ・集合住宅(共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿)で建築戸数が9戸以上のもの ・延べ床面積1,000㎡以上の建築物 ・事前協議 	○	—	○
小金井市	小金井市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> (1)都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、事業施行面積が500㎡以上のもの (2)建築敷地面積が1,000㎡以上を必要とする建築物の建設事業 (3)高さ10m超(1・2種低住：軒高7m超又は地上3階以上)の建築物の建設事業。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。 (4)計画戸数が20戸以上の共同住宅の建設事業。ただし、地上3階以上の建築物とする。 (5)宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、事業施行面積が500㎡以上のもの ・事前協議 ・協定締結 	○	—	—
小平市	小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業面積500㎡以上の開発行為 ・8区画以上の敷地分割行為 ・自己居住以外の建築行為(事業面積1,000㎡以上、延べ床面積1,000㎡以上、独立に区画された戸数が16戸以上) ・事業計画の協議 	○	—	—
日野市	日野市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・宅地造成 ・建築行為等(高さ10m※又は地上3階以上の建築、8戸以上の住宅及び共同住宅、延べ床面積500㎡以上の用途変更等)※1種低住：軒高7m ・事前協議 ・開発区域内の自然樹林地 ・有効な植生地の保全基準あり。 	○	—	—
東村山市	東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 500㎡以上の開発行為 ・以下の建築事業 ア 敷地1,000㎡以上(専用住宅を除く。) イ 共同住宅で戸数16戸以上の(ワンルームを含む。)もの ウ 延べ面積1,000㎡以上 エ 建物の高さが10m以上のもの ・事前協議 	○	—	○
国分寺市	国分寺市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡(国分寺崖線区域300㎡)以上の開発事業 ・高さ10m又は3階以上の中高層建築物 ・緑化計画の申請 ・敷地内の緑地等の整備は、国分寺崖線区域内において、国分寺崖線区域外より上乘せした基準を設定 	○	○	—
国立市	国立市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為・延べ床面積1,000㎡以上 ・集合住宅で戸数が16戸以上(1・2種低住：10戸以上) ・高さ10m以上 ・事前協議 ・協定締結 	○	—	○
	国立市都市景観形成条例	<ul style="list-style-type: none"> 上記まちづくり条例に該当しない重点地区で延べ床面積10㎡以上、土地の形質の変更100㎡以上、切土盛土1.0m以上 ・重点地区内行為等届出書の提出 	○	—	○
福生市	福生市宅地開発等指導要綱 福生市まちづくり景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・20戸以上の集合住宅建設 ・中高層建築物の建設 ・敷地 1,000㎡以上の建築物の建設 ・事前協議 ・宅地開発協定取り交わし 	○	○	○
狛江市	狛江市まちづくり条例 狛江市まちづくり指導基準	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・集合住宅(3戸以下を除く。) ・高さ10m以上又は地上4階以上又は延べ床面積500㎡以上の建築 ・開発等事業届出書の提出 	○	—	—
	狛江市緑の保全に関する条例 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業 ・緑化計画書の提出 	○	—	—

緑確保の総合的な方針

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
東大和市	東大和市街づくり条例 東大和市開発事業基準	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条の開発行為 敷地面積500㎡以上の建築物の建築 地上3階以上又は高さ10mを超える建築物の建築(個人専用住宅を除く。) 15戸以上の集合住宅の建築 敷地面積500㎡以上の自動車駐車場の設置 葬儀場の設置その他の周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業として規則で定めるもの ・事前協議 ・協定締結	○	○	—
清瀬市	清瀬市住環境の整備に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 500㎡以上の畑・山林等の土地を宅地とする行為 建築物の建築(高さ10m超、16戸以上の共同住宅、延べ面積500㎡以上、延べ面積300㎡以上のワンルーム形式の共同住宅) ・事前協議	○	—	○
	清瀬市みどりの環境をつくる条例	<ul style="list-style-type: none"> 上記まちづくり条例に該当しない建築行為 ・敷地1,000㎡以上は計画書の提出	○	—	○
東久留米市	東久留米市宅地開発等に関する条例 東久留米市のみどりに関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 500㎡以上の開発行為 高さ10m以上の建築物 敷地1,000㎡以上の特殊建築物 500㎡以上の駐車場 経営目的墓地 ・事前協議	○	—	○
武蔵村山市	武蔵村山市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> 500㎡以上の宅地開発(土地の区画形質の変更を伴うもの、5区画以上であるもの) 計画戸数15戸以上の集合住宅の建築 中高層建築物の建築 ・事前協議	○	—	—
多摩市	多摩市街づくり条例 多摩市みどりの保全及び育成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条許可対象事業 建築物の建築(10戸以上の共同住宅、高さ10m以上、床面積1,000㎡以上) 道路位置指定必要事業 500㎡以上の宅地造成 ・事前協議 ・保存樹林及び保存樹木の指定制度	○	○	—
稲城市	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例 稲城市宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 敷地1,000㎡以上の事務所・事業所 都市計画法29条許可対象行為 15戸以上の集合住宅 高さ10m以上の中高層建築 ・事前協議	○	○	○
羽村市	羽村市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第29条に規定する開発行為 規模1,000㎡以上の宅地開発 道路位置指定が必要な事業 建築物を伴うもので、敷地1,000㎡以上、又は高さ10m以上、又は計画戸数20戸以上の建築 ・事前協議	○	—	—
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例 あきる野市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積500㎡以上の施設 500㎡以上の開発行為 高さ10m以上※又は地上3階以上の建築物 敷地1,000㎡以上の特殊建築物 10戸以上の集合住宅 など ※1・2種低住については軒高7m以上 ・事前協議 ・協定締結 ・緑化計画書の提出 ・宅地造成等に関する届出書の提出	○	—	○

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 敷地500～3,000㎡の宅地開発 敷地500～1,000㎡の中高層建築物 事前協議 協定締結 	○	—	○
	西東京市人にやさしいまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条許可対象行為 面積500㎡以上の開発(畑・山林の住宅地化、駐車・駐輪場の設置、墓地設置) 建築物の建築(高さ10m以上、16戸以上の共同住宅、10戸以上のワンルーム、床面積500㎡以上) 事前協議 協定締結 	○	—	—
瑞穂町	瑞穂町宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第29条の開発行為 道路位置指定 東京都中高層建築物条例に規定する建築物 敷地1,000㎡以上に建築物を建築 戸数10戸以上の集合住宅(ワンルームは20戸以上) 事前協議 協定締結 	○	—	—
日の出町	日の出町宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法29条の許可を要する行為 高さ10m(1・2種低住:軒高7m・地上3階)以上の中高層建築物 敷地1,000㎡以上の特殊建築物 10戸以上の集合住宅等 	○	—	—

◆ 図面データの出典等

図面の記載は、全ての都市計画の内容を表示、証明するものではありません。

また、常に最新の情報を表示しているものではありません。

■ 緑の系統図

項目	調査年次、出典等
山地	改定前の図(東京都自然環境系地形分類データ)を平成 27 年数値地形図により一部修正
丘陵地	改定前の図(東京都自然環境系地形分類データ、フィンガープラン情報マップ 1・2 平成 20 年 3 月 東京都環境局多摩環境事務所)を景観基本軸「丘陵」、平成 27 年数値地形図により一部修正
崖線	改定前の図(平成 20 年時点での各種地形図により作成)を国土地理院基盤地図情報数値標高モデル(調査年 2014～2019)、平成 27 年数値地形図、平成 30 年度航空写真により一部修正 国分寺崖線は国分寺崖線景観基本軸の区域(平成 21 年 12 月現在)
平地林	改定前の図(平成 15 年度デジタル航空写真の緑被データのうち、環境局 GIS データ(植生調査)の自然林・二次林と重複したものを平成 30 年度航空写真により一部修正
河川・運河等	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「水面・河川・水路」
上水・用水等	改定前の図(平成 18 年(区部)・平成 19 年(多摩部)土地利用現況調査の「水面」のうち、各自治体の計画・地図等に図示されているものを平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「水面・河川・水路」、平成 27 年数値地形図、平成 30 年度航空写真により一部修正
社寺林	改定前の図(平成 15 年度のデジタル航空写真に基づく調査結果を平成 20 年 3 月現在で現地確認により時点修正)を平成 30 年度航空写真により一部修正
屋敷林	改定前の図を平成 30 年度航空写真により一部修正
生産緑地	平成 29 年度都市計画情報(小金井市は平成 28 年 3 月 31 日現在)
農用地区域	東京都土地利用基本計画 計画書・計画図・(参考)総括図 平成 20 年
公園等	平成 30 年 3 月都市公園等開園データ、平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「公園・運動場等」、平成 27 年数値地形図

■ 既存の緑を守る方針図

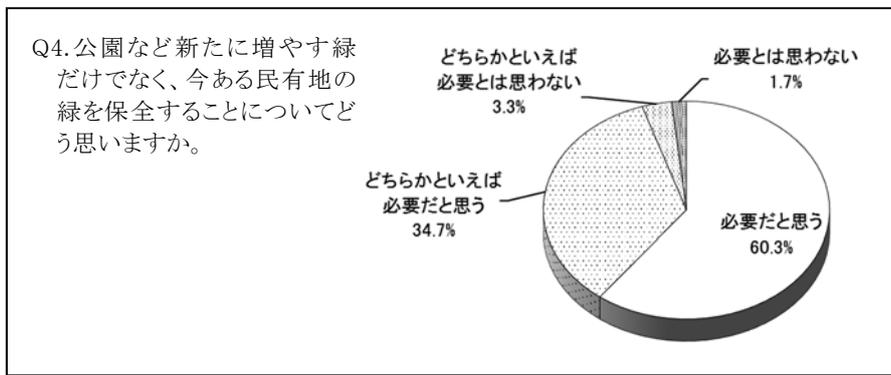
項目	調査年次、出典等
特定生産緑地	緑の系統図における「生産緑地」
河川等の水面	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「水面・河川・水路」、平成 27 年数値地形図
森林・樹林	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「森林」
農地	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」
その他緑被地	平成 28 年(区部)・平成 29 年(多摩部)土地利用現況調査「原野」「公園・運動場等」、緑の系統図における「平地林」「社寺林」「屋敷林」「公園等」

◆ 都政モニターアンケートの結果

平成 30 年 9 月に「私有地の緑の保全」について、インターネット都政モニターアンケート(対象 500 人 回答数 479 人、回答率 95. 8%)を実施した結果のポイントは、以下のとおりです。

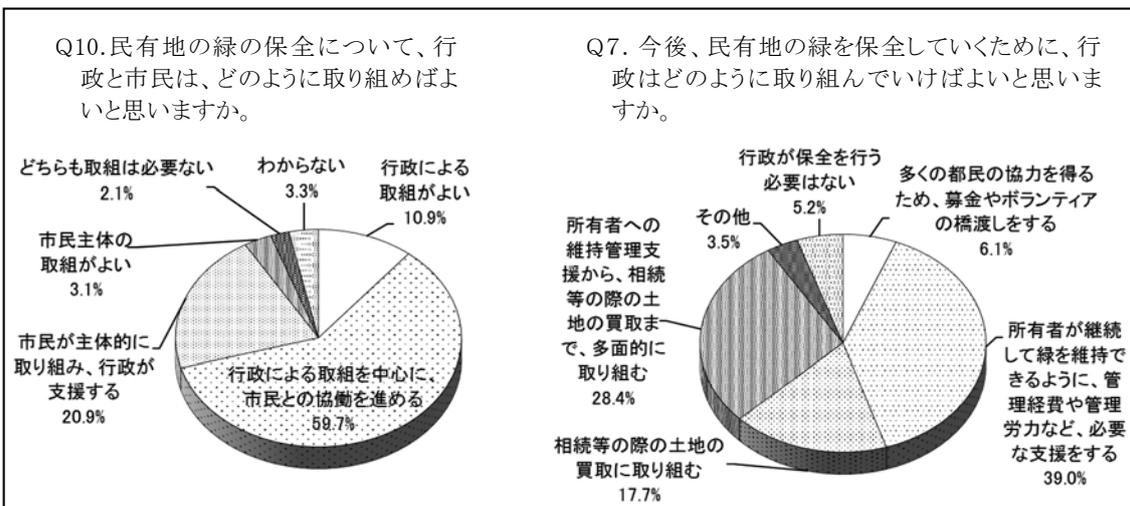
◇私有地の緑を保全することの必要性

私有地の緑を保全することが必要だと思う人は 95%で、その主な理由は、「ヒートアイランド現象の緩和に重要」51.2%、「二酸化炭素の吸収源で温暖化対策に必要だから」47.3%としている。



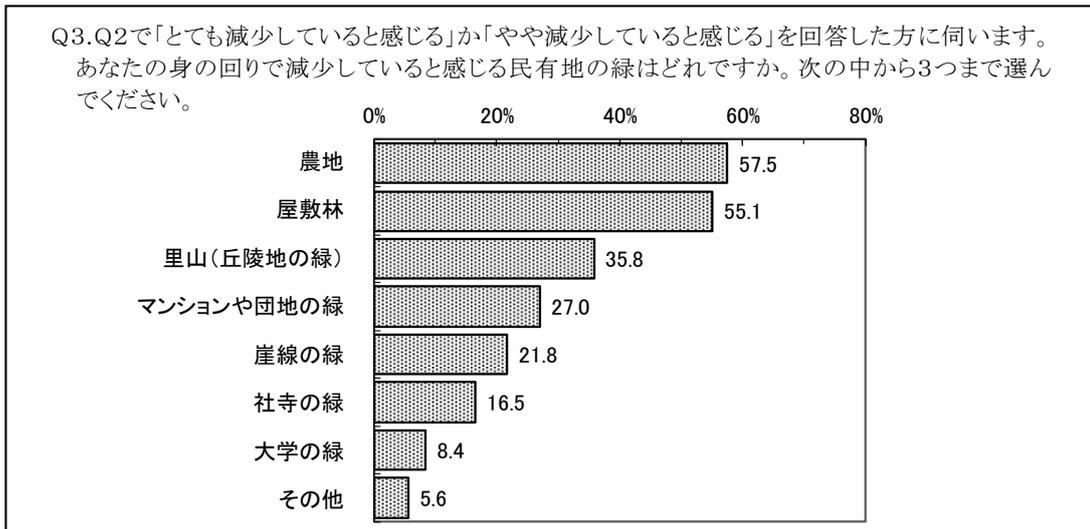
◇私有地の緑に対する行政と市民の関わり方

緑の保全への行政と市民の関わり方については、「行政による取組を中心に、市民との協働を進める」が 6 割近くで最も高く、行政の取組については、「所有者が継続して緑を維持できるように、管理経費や管理労力など、必要な支援をする」などが挙げられている。



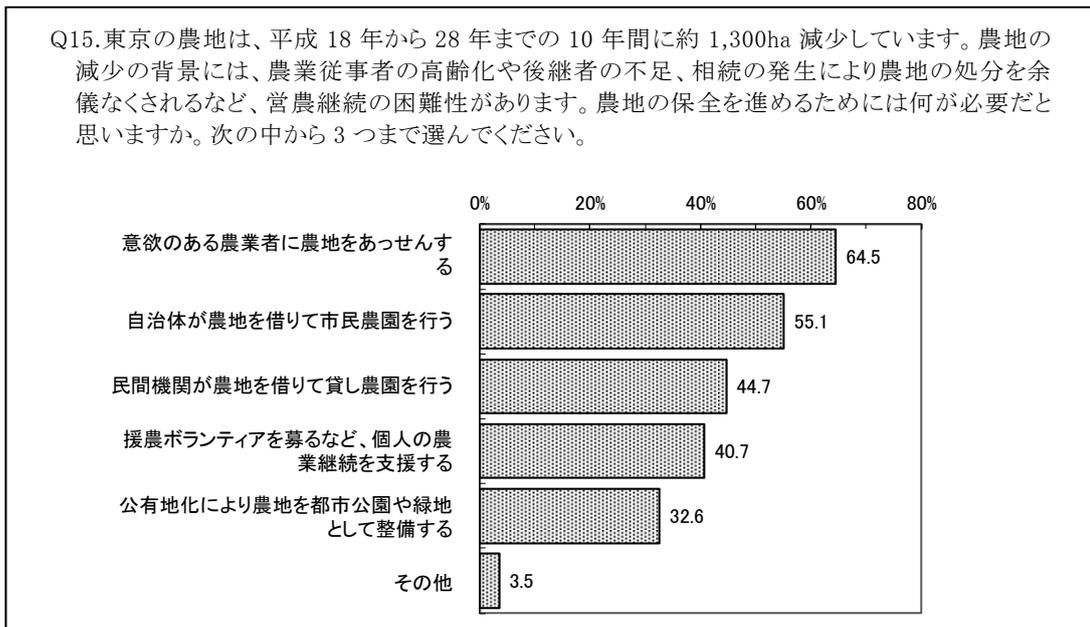
◇減少している緑の種類

約 6 割の人が、身の回りで私有地の緑が減少していると感じており、その内訳は、「農地」が 57.5%と最も高く、次いで「屋敷林」55.1%、「里山(丘陵地の緑)」35.8%などと続いている。



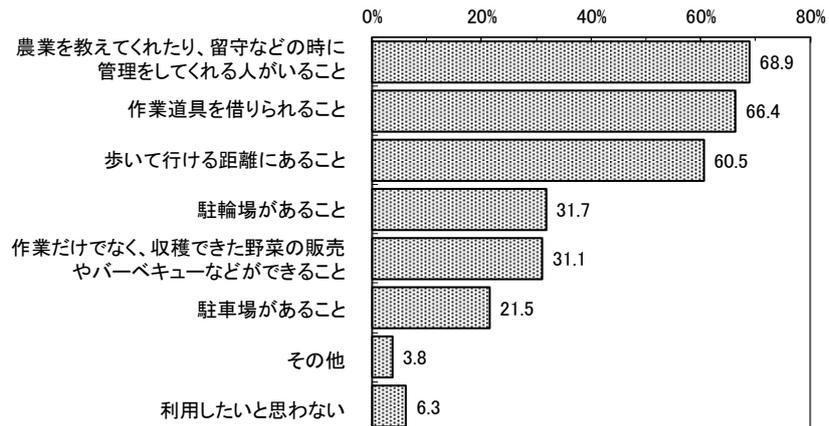
◇農地の保全に向けた取組

農地の保全に向けた取組について聞いたところ、「意欲のある農業者に農地をあっせんする」が 64.5%で最も高く、以下、「自治体が農地を借りて市民農園を行う」55.1%、「民間機関が農地を借りて貸し農園を行う」44.7%などと続いている。



農業体験農園・市民農園利用の条件について聞いたところ、「農業を教えたり、留守などの時に管理をしてくれる人がいること」、「作業道具を借りられること」、「歩いて行ける距離にあること」が、いずれも6割を超えて挙げられている。

Q16.農地を保全する取組のひとつとして、農家の行う農業体験農園や、自治体が農地を借り上げて行う市民農園があります。どのような条件があれば利用したいと思いますか。次の中からいくつでも選んでください。



◆ 「緑確保の総合的な方針」都区市町村合同推進委員会 委員等構成

令和2年4月1日現在

		所 属	
座長		東京都 都市整備局 都市づくり政策部長	
副座長		特別区土木主管部長会 会長区 担当部長	
		市長会 会長市 公園緑地主管担当部長	
委員	特別区	千代田区	環境まちづくり部長
		中央区	環境土木部長
		港区	街づくり支援部長
		新宿区	みどり土木部長
		文京区	土木部長
		台東区	環境清掃部長
		墨田区	都市整備部 環境担当部長
		江東区	土木部長
		品川区	防災まちづくり部長
		目黒区	都市整備部長
		大田区	まちづくり推進部長
		世田谷区	みどり33推進担当部長
		渋谷区	環境政策部長
		中野区	都市基盤部長
		杉並区	都市整備部 土木担当部長
		豊島区	都市整備部 土木担当部長
		北区	生活環境部長
		荒川区	防災都市づくり部長
		板橋区	土木部長
		練馬区	環境部長
足立区	都市建設部 みどりと公園推進室長		
葛飾区	都市整備部長		
江戸川区	土木部長		

委員	市町村	八王子市	環境部長
		立川市	基盤整備担当部長
		武蔵野市	環境部長
		三鷹市	都市整備部長
		青梅市	環境部長
		府中市	都市整備部長
		昭島市	環境部長
		調布市	環境部長
		町田市	都市づくり部 都市整備担当部長
		小金井市	環境部長
		小平市	環境部長
		日野市	環境共生部長
		東村山市	まちづくり部長
		国分寺市	建設環境部長
		国立市	生活環境部長
		福生市	都市建設部参事
		狛江市	環境部長
		東大和市	環境部長
		清瀬市	都市整備部長
		東久留米市	環境安全部長
		武蔵村山市	環境担当部長
		多摩市	環境部長
		稲城市	都市建設部長
		羽村市	産業環境部長
		あきる野市	都市整備部長
		西東京市	みどり環境部長
		瑞穂町	都市整備部長
		日の出町	まちづくり課長
		奥多摩町	観光産業課長
		檜原村	産業環境課長

◆ 改定に至る経緯

都区市町村合同推進委員会	
開催日	内容及び議題
平成 30 年 10 月	特別区土木主管部長会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
12 月	特別区副区長会役員会・総会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
12 月	平成 30 年度第 1 回特別区委員会・幹事会 平成 30 年度第 1 回市町村委員会・幹事会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
令和元年 5 月	令和元年度 第 1 回幹事会 ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
8 月	都区市町村担当者会議 ・確保地、確保候補地の案について ・生産緑地地区の扱いについて ・骨格的な緑の区域について
9 月	令和元年度 第 2 回幹事会 ・改定の概要について ・確保地、確保候補地の公表案について ・本文の骨子案について ・今後のスケジュール案
11 月	令和元年度 第 3 回幹事会 ・本文の掲載案について ・確保候補地から確保地への変更について ・今後のスケジュール案
令和 2 年 1 月	令和元年度 第 1 回委員会 ・設置要綱の改正について ・パブリックコメント案について ・今後のスケジュールについて
6 月	令和 2 年度 第 1 回委員会・幹事会 ・設置要綱の改訂について ・パブリックコメントの結果と見解・対応案について ・「緑確保の総合的な方針(改定)」について ・改定のスケジュールについて

◆ お問い合わせ先一覧

(都区市町村の担当部署・電話番号:令和2年4月1日現在)

●東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 03-5388-3264

●特別区(23区)

千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課	03-5211-3639
中央区	環境土木部 水とみどりの課	03-3546-5434
港区	街づくり支援部 都市計画課	03-3578-2210
新宿区	みどり土木部 みどり公園課	03-5273-3924
文京区	土木部 みどり公園課	03-5803-1255
台東区	環境清掃部 環境課	03-5246-1323
墨田区	都市整備部環境担当 環境保全課	03-5608-6208
江東区	土木部 管理課	03-3647-2079
品川区	防災まちづくり部 公園課	03-5742-6799
目黒区	都市整備部 みどり土木政策課	03-5722-9359
大田区	まちづくり推進部 都市計画課	03-5744-1332
世田谷区	みどり33推進担当部 みどり政策課	03-5432-2591
渋谷区	環境政策部 環境政策課	03-3463-2749
中野区	都市基盤部 公園緑地課	03-3228-5554
杉並区	都市整備部 みどり公園課	03-3312-2111 内線 3593
豊島区	都市整備部 公園緑地課	03-3981-4940
北区	生活環境部 環境課	03-3908-8618
荒川区	防災都市づくり部 道路公園課	03-3802-4483
板橋区	土木部 みどりと公園課	03-3579-2533
練馬区	環境部 みどり推進課	03-5984-1659
足立区	都市建設部みどりと公園推進室長付みどり推進課	03-3880-5423
葛飾区	都市整備部 都市計画課	03-5654-8382
江戸川区	土木部 水とみどりの課	03-5662-8393

●市町村(26市3町1村)

八王子市	環境部 環境保全課	042-620-7268
立川市	まちづくり部 公園緑地課	042-528-4363
武蔵野市	環境部 緑のまち推進課	0422-60-1863
三鷹市	都市整備部 緑と公園課	0422-45-1151 内線 2833
青梅市	環境部 公園緑地課	0428-22-1111 内線 2681
府中市	都市整備部 公園緑地課	042-335-4313
昭島市	環境部 環境課	042-544-5111 内線 2293
調布市	環境部 緑と公園課	042-481-7083
町田市	都市づくり部 公園緑地課	042-724-4397
小金井市	環境部 環境政策課	042-387-9860
小平市	環境部 水と緑と公園課	042-346-9830
日野市	環境共生部 緑と清流課	042-514-8307
東村山市	まちづくり部 みどりと公園課	042-393-5111 内線 2742
国分寺市	建設環境部 緑と建築課	042-325-0129
国立市	生活環境部 環境政策課	042-576-2111 内線 137
福生市	都市建設部 まちづくり計画課	042-551-1952
狛江市	環境部 環境政策課	03-3430-1111 内線 2561
東大和市	環境部 環境課	042-563-2111 内線 1271
清瀬市	都市整備部 水と緑の環境課	042-497-2098
東久留米市	環境安全部 環境政策課	042-470-7753
武蔵村山市	協働推進部 環境課	042-565-1111 内線 262
多摩市	環境部 公園緑地課	042-338-6837
稲城市	都市建設部 土木課	042-378-2111 内線 336
羽村市	産業環境部 環境保全課	042-555-1111 内線 225
あきる野市	都市整備部 都市計画課	042-558-1111 内線 2711
西東京市	みどり環境部 みどり公園課	042-438-4045
瑞穂町	都市整備部 建設課	042-557-7659
日の出町	まちづくり課	042-597-0511 内線 351
奥多摩町	観光産業課	0428-83-2295
檜原村	産業環境課	042-598-1011 内線 129

